

◆ 類型【Ⅱ】 個人情報引き渡さないが、受注者において個人情報を取り扱うことが予定されているもの

◇ 契約に当たっては、次のような個人情報の保護について規定し、契約書に添付するものとする。

個人情報の保護について

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約に係わる業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、業務を処理するための個人情報の取扱いを自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(収集等)

第4条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を収集する場合には、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

(目的以外の使用禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告)

第6条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(廃棄等)

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。